

国民経済計算体系的整備部会の審議状況について

(報告)

～第 28 回国民経済計算体系的整備部会資料～

令和 3 年 7 月 30 日

第28回 国民経済計算体系的整備部会 議事次第

日 時 令和3年7月16日（金） 9:30-11:30

場 所 WEB会議

議 事

- (1) 分配面の四半期別GDP速報に関する検討
- (2) 国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討
- (3) QEにおける新型コロナウイルス対応等
- (4) 2020年度第一次年次推計配分比率の調整について
- (5) 財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）について

配布資料

- 資料1-1 分配面の四半期GDP速報に関する前回の審議結果等
- 資料1-2 分配QNAの方向性について
- 資料1-3 分配側推計の今後の取組方針について
- 資料2 国内家計最終消費支出の統合比率について
- 資料3 QEにおける新型コロナウイルスへの対応について
- 資料4 2020年度第一次年次推計における配分比率について
- 資料5 財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）について
- 参考 分配面の四半期別GDP速報：今後の検討ポイント（第27回国民経済計算体系的整備部会における委員意見等）

令和3年7月16日
統計委員会担当室

分配面の四半期GDP速報に関する前回の審議結果等

1. 全体の認識

- ◆ 現在の営業余剰・混合所得（以下、残差営業余剰等）や分配総額（＝生産総額）には一定の誤差が含まれる。また基準年の残差営業余剰等を経済センサス等で再現することは困難。
- ◆ 今回推計された営業余剰・混合所得（以下、独立営業余剰等）には改善の余地がある。
- ◆ 残差営業余剰等と独立営業余剰等のいずれがもっともらしいかは判別できない。
- ◆ 現在の雇用者報酬にも追加的に検証すべき点が残されている。
- ◇ 中期的には税務データのさらなる活用が必要。

2. 残された検討課題

- (1) 年次の三面かい離（「分配－支出」「分配－生産」「生産－支出」）について、主要国の状況を確認、今回の延長推計値¹と比較
- (2) 残差営業余剰等と独立営業余剰等のかい離及びその縮小傾向の要因検証（一次統計のカバレッジの確認、資本項目の調整、FISIMの補正、法人企業統計の税務データによる倍率補正²、等を含む）
- (3) 雇用者報酬における追加検証（住民税の活用²、副業比率³の確認）
- (4) （改善された）年次推計手法の四半期への応用
- (5) 税務データのさらなる活用により期待される改善点の例示
- (6) 分配面で利用可能な基礎統計の課題や諸外国における利用統計の整理

※ 上付き添え字1～3は事務局提案。

1：現行推計値は基準年でも生産面と分配面が一致せずかい離が大きい。各国比較に際しては、基準年において両者を一致させ、そこから独立営業余剰等により延長推計する（一種の基準化）。

2：先行研究である藤原・小川論文の追試。

3. その他

- 第27回部会では、生産・支出・分配の三面の整合性に関する内閣府研究会において「GDPをコントロール・トータルとした…分配面の計数を提供することも考えられるのではないか」という意見もあった旨の紹介があった。
 - これに対する委員意見は参考1参照。
 - 基本計画策定時の検討経緯等については別紙参照。

分配面の四半期GDP速報：第Ⅰ期基本計画審議時の検討経緯等

- 標題に関してはつぎのとおり。分配側の四半期GDP速報の目的は、①支出面・生産面との相互チェック、②景気分析・政策効果の分析、と整理された。

＜基本計画部会第2ワーキンググループ第15回会合資料2＞

「SNA部会推計のための基礎統計の整備(QE)」(平成20年7月11日)より抜粋

5. 分配面の基礎統計の整備

現行QEでは、分配面は、「雇用者報酬」しか作成・公表されていないが、より詳細な分配面のGDP推計を行い、GDPの支出面や生産面(…略…)との間での整合性チェックを行うべきとの意見が多い。また、分配面の計数(例えば、家計の可処分所得等)がQE時に公表されるようになれば、景気動向や政策効果の分析にも有用である。

分配面推計のための基礎統計整備としては、…略…

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/2008wg/wg2/wg2_15/siryou_2.pdf

* 太字下線は筆者

＜第Ⅰ期基本計画の記述＞

関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。

- 第Ⅱ期基本計画では、この課題は基本的にそのまま引き継がれた。

＜第Ⅱ期基本計画の記述＞

支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。

- 第Ⅲ期基本計画では、この課題は二つに分割された。

＜第Ⅲ期基本計画の記述＞

家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。	平成30年度(2018年度)中に実施する。〈済〉
<u>生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。</u>	<u>平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。〈審議中〉</u>

分配QNAの方向性について

第28回国民経済計算体系的整備部会
令和3年7月16日

国民経済計算体系的整備部会部会・部会長
宮川 努

1. 分配QNAの重要性(1)

- ・分配側の独自推計が何故必要か？
- ・基本的には、今期の基本計画で公表に向けての検討が目標とされている
- ・新型コロナウイルスによる経済危機に伴い、感染拡大が収束しても、所得分配がこれまで以上に経済の重要なissueとなる。

1. 分配QNAの重要性(2)

- ・経済構造の変化に対して、支出側または生産側の推計がカバーしきれていない部分がある。

(1) 無償で提供されるデジタル・サービス

(2) 無形資産投資

- ・上記の変化が、SNAの支出側や生産側と分配側の乖離を大きくする可能性がある(ただしSyverson (2017)、山岸(2018)は否定)。

- ・このため従来の営業余剰の残差推計に頼らない分配側の独自推計を提供しておく必要がある。

3

2. 三面等価研究会の評価

- ・雇用者報酬及び営業余剰の年次推計について、現在利用可能な統計を用いて検討

- ・ただし、基本計画では四半期の分配側の推計の公表可能性を目標としており、その意味では、三面等価研究会の報告書の他に鈴木論文(2020)に収められた情報も必要。また年次推計では、法人企業統計の営業利益データを調整してSNAの営業余剰と比較した藤原・小川論文(2016)や山岸論文(2018)の手法も参考にする必要がある。

4

3. 短期的な分析の精緻化(1)

- ・そもそも、分配側QNAを公表すると考えたときに、支出側や生産側との不一致はある程度覚悟しなくてはならないが、それをどの程度まで許容するかという指標がなかった。
- ・Syverson(2017)Table 2では、米国のGDI-GDPは、2005年から2015年の10年間で平均0.5%程度(ただし2015年だけをとれば1%を超える)。英国については鈴木論文(2020)が詳細に調べているので、四半期レベルで情報が提供できるのではないか？

5

3. 短期的な分析の精緻化(2)

- ・こうした海外で公表されているギャップ率について、委員間で情報が共有されて初めて、法人企業統計を利用した場合の四半期推計のギャップ率(三面等価研究会や国民経済計算体系的整備部会で公表されたもの)の評価が可能となる。
- ・また「法人企業統計」を利用する場合でも、山岸論文(2018)は、SNAとの詳細かつ多岐にわたる調整を行っており、そうした調整を経た上での四半期推計の姿を見せ、GDPとの開差を示すことも可能ではないか。

6

4. 長期的な方向性(1)

- ・長期的には税務統計は勿論だが、「経済構造実態調査」の利用可能性を考える。
- ・「経済構造実態調査」の位置づけ:「経済センサス」の中間年においてSUTの作成に必要な情報を収集する。「工業統計表」を包摂し、企業レベルでは最もカバレッジの広い統計になる。
- ・「経済センサス」では、かなり広い範囲で粗付加価値と営業余剰を計算できるが、現行の「経済構造実態調査」は、減価償却を調査する企業が5割程度なので、これを広げる必要がある。

7

4. 長期的な方向性(2)

- ・「経済センサス」と「経済構造実態調査」は、シームレスな国民経済計算のための基礎統計なので、三面等価を考えるなら、これらの統計を利用して、年次レベルの分配統計を推計し、四半期推計は法人企業統計で補完する方法を模索してはどうか。
- ・もっともこれらの統計は、新しい統計なので、精度が良くなったとしても、推計期間を支出側や生産側と合わせる必要はないのではないか。その意味で、長期的に整合的なデータである税務統計の利用は不可欠で、かついずれ両者の利点を探る検証が必要になるだろう。

8

5. 次期基本計画との関係

- ・短期的な分析については、すでに内閣府が情報を持っているので、9月までには情報を提供できそうではあるが、あらためて仕切りなおすのであれば、基本計画で短期的(1から2年)の目標として記載する。
- ・長期的な目標としては、税務統計の活用可能性に加えて、「経済センサス」や「経済構造実態調査」についてどの程度のデータが集まれば、あらためて検討できるかを内閣府と相談して決める。

9

参考文献

- ・三面等価研究会報告書 2021年
- ・藤原裕行・小川泰堯「税務データを用いた分配側GDPの試算」 2016年
- ・山岸圭輔「法人企業統計を用いた営業余剰の推計」『季刊国民経済計算』163号、2018年
- ・鈴木俊光「わが国における分配側四半期別GDP速報の検討に向けた検討状況」『季刊国民経済計算』166号、2020年
- ・Syverson, Chad, “Challenges to Mismeasurement Explanations for the U.S. Productivity Slowdown” Journal of Economic Perspectives 2017.

10

分配側推計の今後の取組方針について

令和3年7月16日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 経緯

- 分配QNAに関して、基本計画における関連する記載を整理すると以下のとおり。

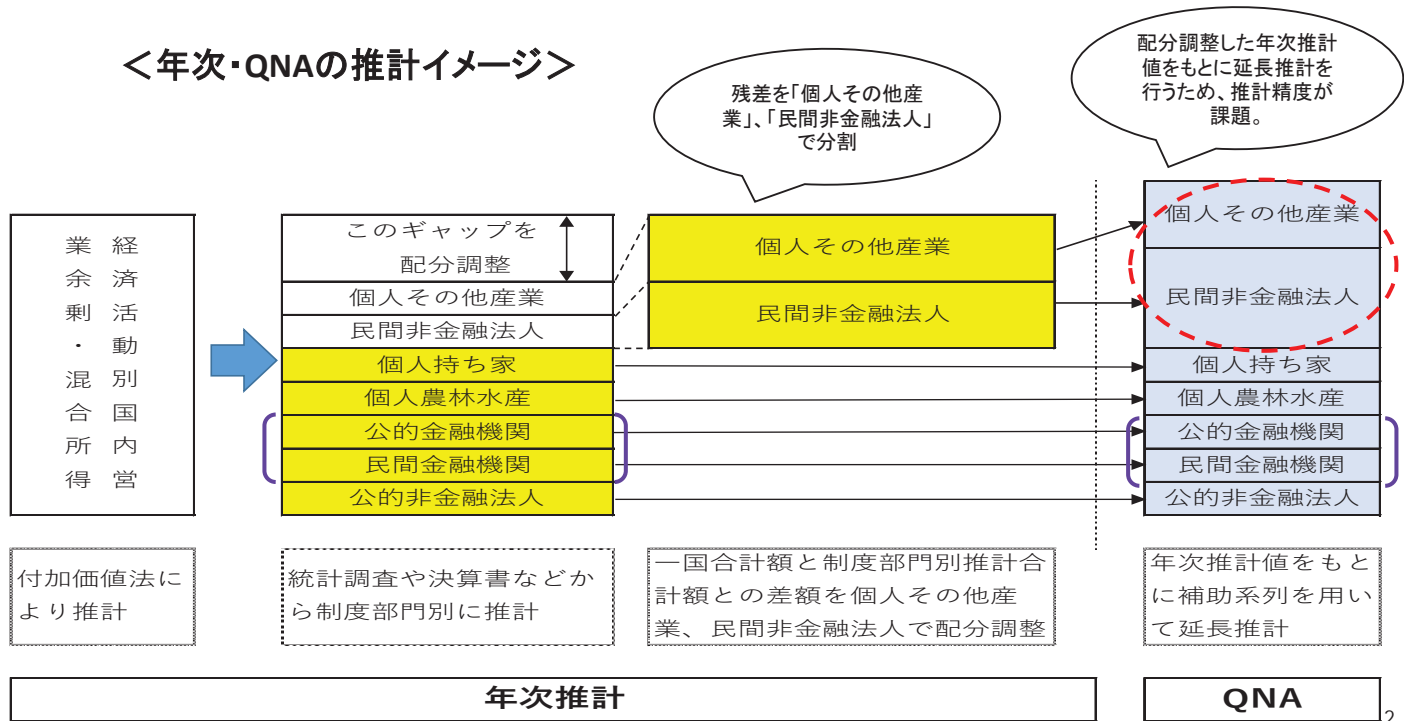
<第Ⅲ期基本計画の記述>

- ・家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。
(平成30年度(2018年度)中に実施する。)
 - ・生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。
(平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。)
- これらを踏まえ、(1)家計QEの参考系列による公表、(2)分配QNAの公表可能性の検討に取り組んできた。
 - 分配QNAの公表可能性の検討において、特に営業余剰等の推計方法が主な課題であった。(次ページ参照)

(参考) 年次推計と分配QNAの推計手法の違い(営業余剰・混合所得)

・年次推計では、付加価値法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」に配分調整する。

<年次・QNAの推計イメージ>



2. 今後の検討方針について

◇営業余剰等の推計方法については、以下の3パターンが考えられる。

	年次推計	四半期推計	
①	独立推計	独立推計	支出側・生産側と分配側を比較することができる手法。
②	残差推計	残差推計	国際機関のマニュアルに記載され、諸外国(英国、ドイツ、フランス、イタリア等)において計数が公表されている手法。
③	残差推計	独立推計	

※ここでの独立推計とは、営業余剰を基礎統計等から直接推計する方法のこと。残差推計とは、他系列の付加価値額と分配面が同一となるようにバランス項目として営業余剰等を推計する方法のこと。

- 内閣府としては、これまで上記③による手法の検討を行い、部会への報告を行っていた。しかしながら、部会において、「分配側QNAは、四半期分割以前のハードルが高い。現状の分配側GDPの年次推計に問題があることを踏まえると、検討の順序としては、いきなり四半期・産業別の分配側QNAの推計を考えるのではなく、年次・全体の値を推計し、その妥当性を検証することが先ではないか。」との意見もあった。
 - このため、三面等価研究会において、年次における独立推計について、検証を行ったところであるが、年次ベースの基礎統計を利用しても、現状では課題が多い。
- ⇒ 内閣府としては、引き続き年次推計における営業余剰の独立推計方法について、検討を進める。その後、四半期における延長推計について、検討する。(上記①)
- なお、検討を待たずに、速やかな分配側の四半期計数の公表が求められるのであれば、諸外国と同様の残差による計数の公表が考えられる。(上記②)

3. 今後の検討予定

- 三面等価研究会の報告書を踏まえ、年次における分配側の推計方法について、以下の課題を中心に、引き続き検討を行う。また、資料1-1及び1-2を含め、年次における推計方法に関する部分について、ご意見を参考に検討を進める。
 - ① 営業余剰・混合所得
 - ・税務統計の利活用の検討(税務統計の見直しを踏まえた中長期的な課題)
 - ・法人企業統計等による推計方法の検討
 - ・基準年(令和2年表)における付加価値額及び営業余剰推計の検討
 - ② 雇用者報酬
 - ・副業の把握方法の検討
 - ・役員報酬の推計範囲の検討
- その他、四半期における分配側の推計方法の検討については、その目指す方向性によって、検討作業が異なるため、本日のご議論等を踏まえた上で、検討したい。

4

【参考】 IMFマニュアルにおける記載

生産・支出・分配の三面の整合性に関する調査研究 報告書より抜粋及び一部加筆

(2) IMFマニュアルにおける記載

また、IMF「四半期別国民経済計算推計マニュアル2017年版」(Quarterly National Accounts Manual - 2017 Edition)においても、①四半期別GDP推計についての分配側からの(独立推計)アプローチは、支出側・生産側のアプローチほど(世界的に)広く普及をしているものではない、②分配側推計項目では当期価格(名目値)のみで推計される、ということが明記されている。(下記「3.179」参照。)また、同マニュアルには、分配側からの独立したGDP推計値が存在しない場合、分配側GDPの内訳は、残差項目を考慮することで求めることができ、この方法を採用している国々では(もっとも計測が困難な項目である)営業余剰・混合所得を残差(バランス項目)としている旨が記述されている。(下記「3.182」参照。)

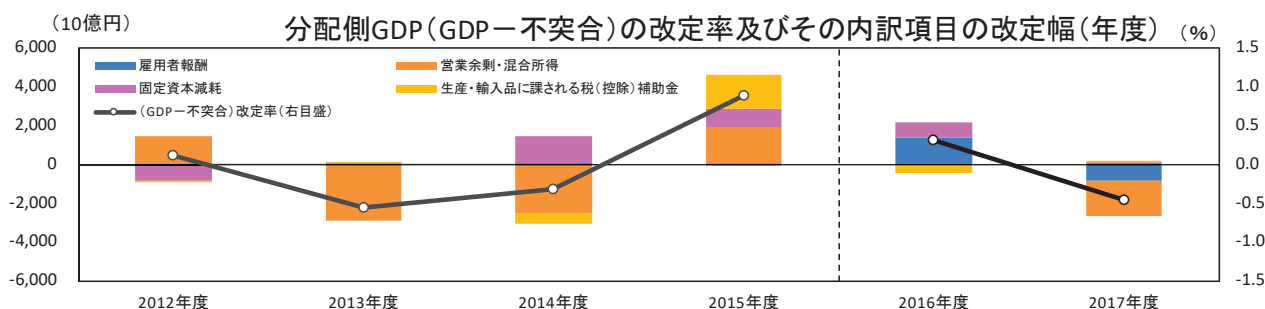
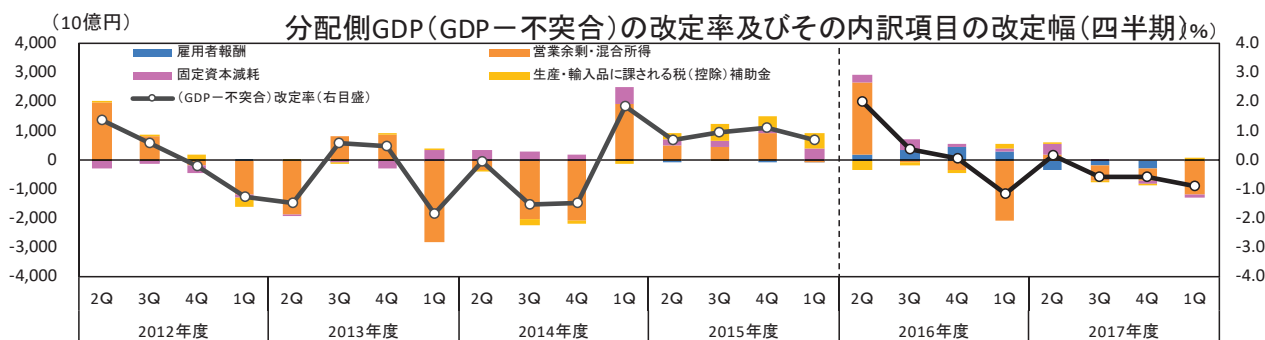
(Chapter3: GDP by Income Category_3.179) (仮訳)

四半期別GDPの推計においては、分配側アプローチは他の2つ(生産側・支出側)のアプローチほど広く使用されていない。関連する財務記録が年次でしか作成されていないために、企業レベルで導出される必要なデータが四半期単位では容易に入手できない可能性があることが、その一因である。また、所得成分には価格および数量の次元がなく、分配側アプローチによるGDPは当期価格のみで推計される。所得項目別GDPは所得の発生項目勘定を表すため、勘定を制度部門別に示すことが可能である。分配側アプローチに基づく推計値は、雇用者報酬、営業余剰、混合所得、生産および輸入に課される税(控除)補助金の各項目からなる。

(Chapter3: GDP by Income Category_3.182) (仮訳)

分配側の独立したGDP推計値が存在しない場合、所得の内訳は通常、1つの項目を残差とすることによって求めることができる。所得側の独立したGDP推計値が存在しない場合、所得の内訳は通常、1つの項目を残差とすることによって求めることができる。このようなデータは、分析においては完全なアプローチと同じように有用である。この手法を採用している国では、最も計測が困難な項目である営業余剰／混合所得が常に残差となる。

5



(備考)・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析。
 例:2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数を起点として、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出。
 ・2016年度～2017年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計及び再推計前の2017年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」の改定も含まれる。2017年度試算値の雇用者報酬については、2018年7-9月期1次QEの値を用いている。2017年度年次推計の「雇用者報酬」は「毎月勤労統計」の再集計前の値を使用。
 ・データは名目・原系列の値。

6

【参考】企業会計・税務会計・JSNAの概念差について

生産・支出・分配の三面の整合性に関する調査研究 報告書より抜粋

(1)利益項目

企業会計における「利益」は「収益-費用」を基本とするが、その種類としては、下図のように、関連する様々な概念がある。このうち、営業利益(売上高-売上原価-販管費(販売費及び一般管理費))が、JSNAにおける営業余剰に最も近い概念と考えられる。企業会計において営業外収益(費用)となる受取配当や支払利息、特別利益(損失)となる固定資産の売却益(損)は、JSNAにおける営業余剰には含まれない。(略)

税務会計における「所得」は、「益金-損金」が基本である。これは、企業会計の「当期純利益」に近い概念と考えられる。各企業は、税務会計における「所得金額(又は欠損金額)」を計算する場合には、税引前当期純利益から計算することが一般的であるが、「益金」及び「損金」について、それぞれ加算・減算による税務調整を行う。例えば、過年度の繰越欠損金のように複数年での調整や、企業会計における「費用」と税務会計における「損金」の概念差により調整する必要のある交際費や寄付金等の個別項目が存在する。具体的には、法人税申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)」によると、以下のような加算・減算項目がある。なお、この他にも調整項目があり、極言すれば個社で異なることから、企業会計と税務会計を完全に一致させることは困難と考えられる。(略)

(2)固定資本減耗・減価償却費

JSNAにおける固定資本減耗と企業会計における減価償却費の主な違いについては以下のとおり。

	固定資本減耗:JSNA	減価償却費:企業会計
概念範囲	減価償却+資本偶発損 資本偶発損とは、通常予測可能な範囲での災害等により偶発的に生じる資産の除却を指す(火事での消失など)。	減価償却
価格評価	時価(毎期の新設設備価格により再評価)	簿価(取得時価格のまま固定)
対象範囲	企業設備の他に、企業会計では費用であるがJSNAでは以下について固定資産として定義していることから、これらについても減耗が発生する。 ・自社開発ソフトウェア ・研究開発(R&D) ・鉱物探査・評価 ・娯楽作品原本	企業設備(有形固定資産、無形固定資産における償却資産)
償却期間	主に「民間企業投資・除却調査」(内閣府)により、実際に使用された期間を元に設定	財務省令や法人税法により規定されたもの(法定耐用年数)を利用
その他	政策上の措置は反映させない。	政策上の措置などの影響を受ける。(設備投資優遇税制による即時償却など)

税務会計においては、企業会計と比べ、減価償却の対象となる資産が限定され、また減価償却の方法について、建物については定額法のみ可能等のように一定の制約がある。

国内家計最終消費支出の統合比率について

令和3年7月16日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 経緯

- 第24回SNA部会(令和2年11月19日)において、内閣府より、国内家計最終消費支出に係る需要側推計値と供給側推計値の統合比率の再推計について御報告を行った。
- その際、一部の委員より、「(リーマンショックの影響で大きく落ち込んだ)2009年については需要側が当たっているように見えるが、そもそもこうした外れ値は推計からは除外すべきである。」との意見があった。
- 第27回SNA部会において、外れ値といえる期間はない旨、内閣府より報告を行ったところ。
- 今回部会においては、「供給側推計値のみに切り替えるための具体的な条件の提示」が求められている。

2. 供給側推計値のみによる国内家計最終消費支出推計について

① QEにおいて、需要側推計の情報を加味するのは、特に、大きな部門間ショックや構造変化を伴うような事態においては、第三次年次推計時点で得られた配分比率を需要側情報によって、調整するという要素もある。(今回のコロナ禍においても有効であると考えられる。)また、粗い分類における供給側推計による異なる配分比率の構成を調整する側面もある。

② なお、期間の設定や「外れ値」の基準については、様々な考え方がありうることから、現在は、現行推計方法でとりうる最長の期間を対象とし、「外れ値」についても設定していない。また、「外れ値」の統計的検証を行ったが、「外れ値」は検出されなかった。



<今後の方針>

➤ 上記を踏まえると、現状の品目分類(約140品目)のまま供給側推計値のみに切り替えた場合、年次推計との改定差が縮小しない可能性があることから、現在検討を行っている品目細分化により、並行推計項目の見直し等も含め、品目の粒度が年次推計に近付いた時点で再度、統合比率の再推計及びその評価を行う。その評価に当たっては、「QE推計と年次推計との整合性向上」を基準とし、評価を実施する。<詳細は次頁参照>

(補足)

- 需要側推計値の係数 α と供給側推計値の係数 β の和は1という制約下における係数推計は次のとおり β を求めることと同義。今回、 $\beta = 0.7378$ が得られた。

$$y_t = \alpha d_t + \beta s_t + \varepsilon_t = (1 - \beta)d_t + \beta s_t + \varepsilon_t$$
$$y_t - d_t = \beta(s_t - d_t) + \varepsilon_t$$

- 「供給側推計値のみによる推計」とは、この推計値ではなく先験的に $\beta = 1$ と置くこと。これにより、計測対象期間における誤差は拡大することとなる。

2

品目細分化によるコモディティ・フロー法の見直しに係る今後の検討について

- QEのコモディティ・フロー法の推計品目(91分類、約140品目)をコモ6桁分類(約400品目)を目安として、大幅な拡充を図ることを目指す。
- その際、並行推計項目(需要側と供給側を統合して利用)(約140品目のうち約100品目程度)を優先的に検討を行う。

⇒ 一次年次における品目分類ベースで配分比率を適用でき、結果的に供給側のウェイトが高まる可能性がある。こうした品目の細分化を踏まえて、統合比率の再推計・評価を行う。

- 具体的には、

- サービスは、すでに第一次年次推計(一次年次)もQEも月次の公的統計(「サービス産業動向調査」等)は利用していることから、業界統計の利用の是非について検討。
- 財(主に製造業)では、一次年次において利用している基礎統計がQE時点で利用できる場合には、コモ6桁分類での推計となるよう品目の細分化を検討。(現在利用している生産動態統計の出荷を用いて細分化するとともに、これまで利用していなかった生産の利用も併せて検討 等)

<参考>QEにおける推計品目の大幅な細分化によるコモディティ・フロー法の見直しに係る検証スケジュール

令和3年度

- QE推計時点において利用可能な基礎統計の整理
- サービスに係る検討

令和4年度

- 財(主に製造業)に係る検討
- 実装に向けたシステムの整備

- この間、進捗状況に応じてSNA部会へご報告。

(参考)「QEの推計精度の確保・向上に関する工程表」(平成30年3月22日)より抜粋

(9) 推計品目の大幅な細分化によるコモディティ・フロー法の見直しの検討

簡便な方法が採用されているQEのコモディティ・フロー法を、推計品目の大幅な拡充を図ることで(細分化の一つの目安は400品目)、第一次年次推計のそれに近づけることを検討する。検討は、基礎統計の利用可能性、推計リソース、実推計における作業負荷、第二次年次推計への改定幅、など総合的な観点から行う。なお、この見直しが実施されれば、基本的にすべてが共通推計項目化されることになる(ただし、民間企業設備の需要側の情報としては「法人企業統計」を用いる)。【次期基準改定後速やかに検討を進め、検証結果を踏まえてできるだけ次々回基準改定を待たずに対応方針を決定する】

4

以下、参考資料

統合比率の推計方法について

- 並行推計項目は、供給側推計と需要側推計の加重平均後の推計精度を最も高めるウェイト(統合比率)で加重平均している。
- 統合比率の推計方法は、以下のとおりである。

【統合比率の推計方法】

※「国民経済計算推計手法解説書」(四半期別GDP速報(QE)編) 2015年(平成27年)基準版(令和2年11月27日公表)より抜粋

国内家計最終消費支出(並行推計項目) 統合値 = $kC_d + (1-k)C_s$

C_d : 需要側統計による推計値

C_s : 供給側統計による推計値

ウェイト $k=0.2622$

(追記:注)ウェイト k は、資料中 α と同じ

上記の加重平均のためのウェイトは以下の方法により求めた。

$$k = \operatorname{argmin}_k \sum_t [Y_t - \{kD_t + (1-k)S_t\}]^2$$

Y_t : 2015年(平成27年)基準年次推計値の伸び率

D_t : 2015年(平成27年)基準QEと同様の方法で推計した需要側推計値の伸び率

S_t : 2015年(平成27年)基準QEと同様の方法で推計した供給側推計値の伸び率

t : 1995暦年から2017暦年(供給側の接続が困難な2000暦年を除く)

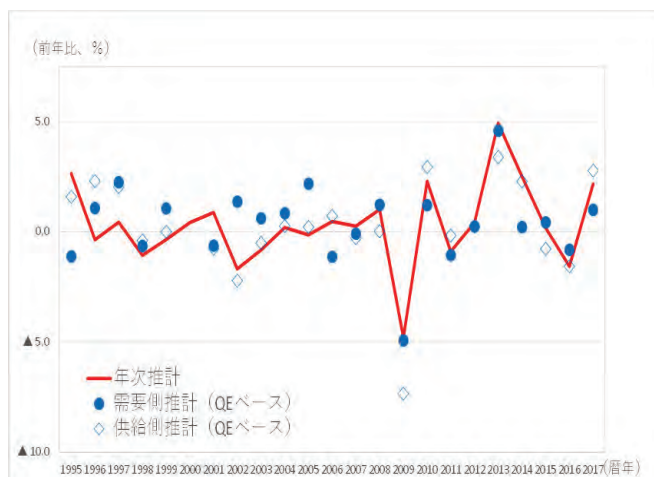
なお、伸び率はいずれも暦年値の前年年次推計暦年値に対する比である。

6

国内家計最終消費支出における統合比率の推計結果について①

- 昨年度、国内家計最終消費支出について、共通推計項目(財貨・サービスの販売を含む)を控除した消費額を用いて、QE値と年次推計値との乖離が最小化されるような統合比率の再推計を実施。
 - 具体的には、2015年(平成27年)基準改定後のデータを用い、1995暦年から2017暦年(※)について、需要側情報と供給側情報を統合することにより推計を行っている並行推計項目を対象に、需要側、供給側ともにQEベースの推計値を計算し、年次推計暦年値(前年比)との乖離が最小化されるような統合比率を推計。
- (※) 1999年以前と2000年以降で、供給側の細分化の程度が異なっている。そのため、供給側について接続が困難な2000暦年を除く。

年次推計値とQEベースの推計値の比較(前年比)



<参考>最小二乗法(OLS)に基づく統計量

年次推計値(並行推計項目)、QEベースの需要側推計値及び供給側推計値を用い、モデルにより回帰した結果は以下のとおり。

$$y_t = \alpha d_t + \beta s_t + \varepsilon_t$$

y_t : 年次推計値(並行推計項目)の伸び率

d_t : QEと同様の方法で推計した需要側推計値の伸び率

s_t : QEと同様の方法で推計した供給側推計値の伸び率

t : 1995暦年から2017暦年(2000暦年を除く)

< $\alpha + \beta = 1$ という係数制約を課した場合>

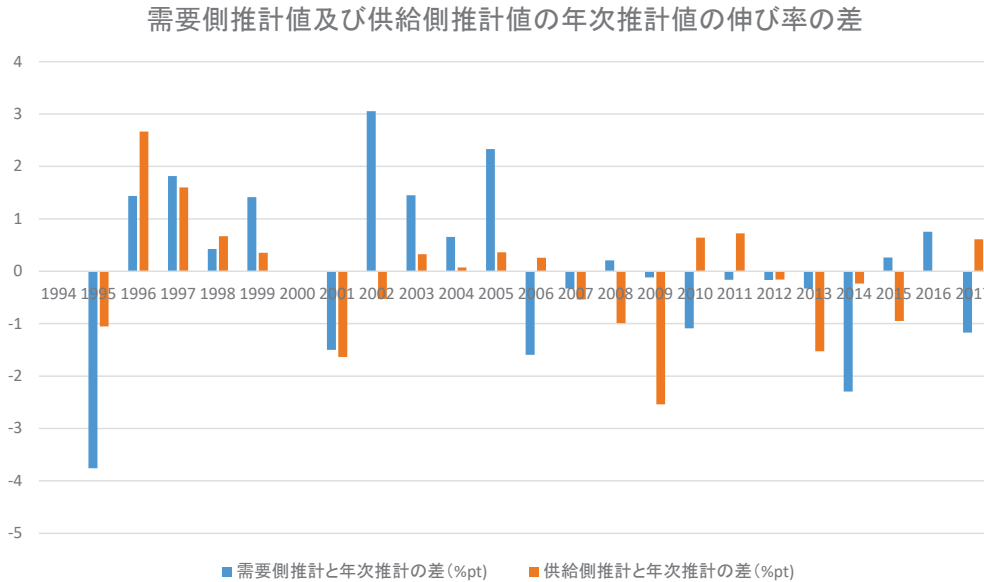
	係数	t値	95%信頼区間
α	0.2622	1.8288	-0.0360, 0.5604
β	0.7378	5.1455	0.4396, 1.0360

(注) 前回(2018年度推計)における α (0.2385)のt値は、1.2882。

国内家計最終消費支出における統合比率の推計結果について②

- $\beta = 1$ の場合と年次推計値を比較すべきとのご発言があった。年次推計値(前年比)とQEベースの推計値(前年比)を需要側推計値($\alpha = 1$)及び供給側推計値($\beta = 1$)について比較すると下図のとおり

年次推計値とQEベースの推計値の比較(前年比)

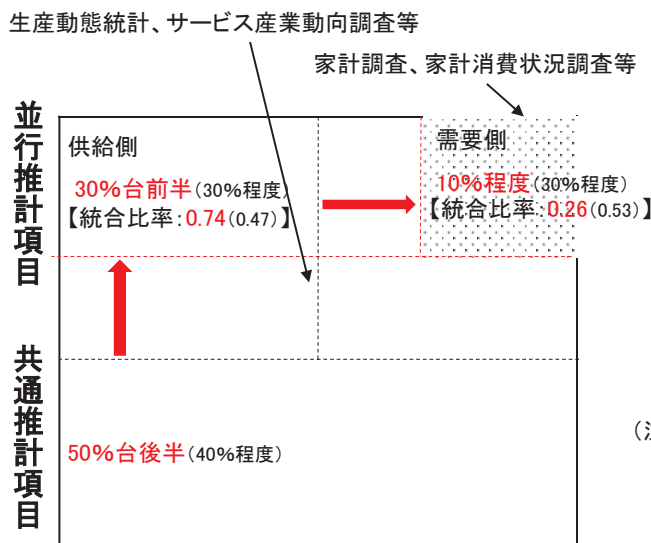


※国内家計最終消費支出における需要側推計値・供給側推計値と年次推計値前年比(%)の差

8

第24回SNA部会(令和2年11月19日開催)資料より抜粋

供給側・需要側推計値の割合の変化(国内家計最終消費支出)



(注)各項目の数字(赤字)は、2015年(平成27年)基準(新統合比率)における名目値ベースでのシェア(2015年)を表す。

括弧内の値は2005年基準を表す。

期間を変えた統合比率の推計結果

- 国内家計最終消費支出の統合比率の推計作業を、期間を変えて行った。
- 具体的には、ご指示のあった ①2009年を除く、②2001年以降での期間、③2001年以降かつ2009年を除く の3通りであり、結果は以下のとおり。
- 期間の設定や「外れ値」の基準については、様々な考え方がありうることから、現在は、現行推計方法でとりうる最長の期間を対象とし、「外れ値」についても設定していない。
- なお、他期間における推計も、内閣府HPにおける公表データを利用し、誰でも実施可能である。

(現行推計)1995~2017年
(2000年除く※)

	係数	t値	95%信頼区間
α	0.2622	1.829	-0.0360, 0.5604
β	0.7378	5.145	0.4396, 1.0360

①1995~2017年
(2000年※、2009年除く)

	係数	t値	95%信頼区間
α	0.1661	1.175	-0.1288, 0.4611
β	0.8339	5.898	0.5389, 1.1288

②2001~2017年

	係数	t値	95%信頼区間
α	0.3254	2.601	0.0602, 0.5905
β	0.6746	5.394	0.4095, 0.9398

③2001~2017年
(2009年除く)

	係数	t値	95%信頼区間
α	0.2135	1.869	-0.0299, 0.4570
β	0.7865	6.885	0.5430, 1.0299

※1999年以前と2000年以降で、供給側の細分化の程度が異なっている。そのため、供給側について接続が困難な2000暦年を除く。

10

統合比率の推計における「外れ値」の判定

<外れ値の検証>

- 観測値 Y_t と理論値 $\hat{Y}_t = \hat{\alpha}X_t$ の差である残差 $\hat{\varepsilon}_t = Y_t - \hat{\alpha}X_t$ について、外れ値が存在するかどうかを、スミルノフ・グラブス検定(※)で検証する($\hat{\alpha} = 0.2622$ は最小二乗法による推定値)。

(※) スミルノフ・グラブス検定とは、正規分布を仮定した標本において、最大値または最小値が外れ値かどうか判定する検定。検定統計量(最大値・最小値と標本平均の差を不偏標準偏差でわったもの)が、有意点より大きいかどうかをみて検定を行う。なお、外れ値と判断された場合には、その標本を取り除いて再度検定を行い、外れ値が検出されなくなるまで繰り返す。

- 有意水準5%の片側検定を、残差の最大値・最小値についてそれぞれ行い、外れ値といえるか検証した。帰無仮説・対立仮説は下記のとおり。

帰無仮説 H_0 :「すべての期間の残差 $\hat{\varepsilon}_t$ は同一の分布から得られた標本である」

対立仮説 H_1 :「残差 $\hat{\varepsilon}_t$ のうち、最大のもの(最小のもの)は外れ値である」

- 検証結果は、下記のとおり。

	期間	残差	t値	p値
最大値	2009暦年	1.9031	1.7661	0.7619
最小値	1996暦年	-2.3447	2.2763	0.1726

- 最大値・最小値ともにp値が0.05より大きいことから、帰無仮説は有意水準5%で棄却されない。
- したがって、残差 $\hat{\varepsilon}_t$ について、外れ値は検出されない。

11

2021年1-3月期QEの対応の結果について

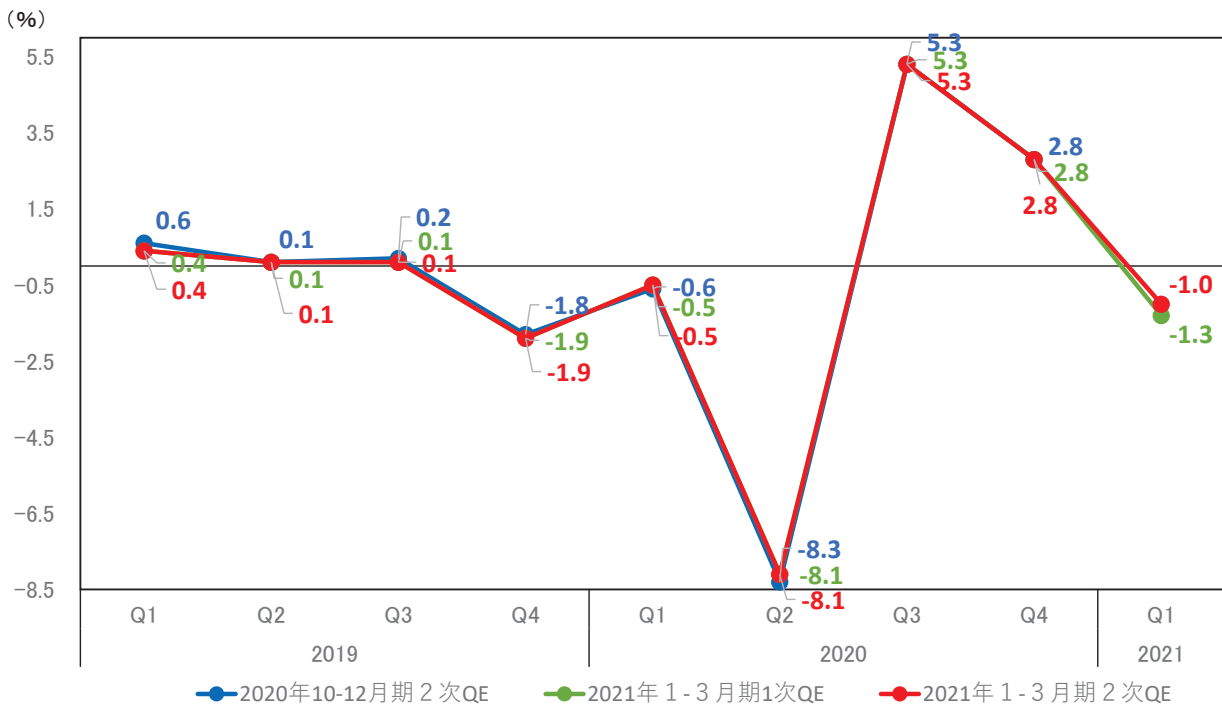
令和3年7月16日
統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 2021年1-3月期の季節調整におけるダミー変数処理結果

- 2021年1-3月期においても、2020年1-3月期以降と同様、民需・外需の全ての系列及び政府最終消費支出(個別消費)の季節調整を行うにあたり、ダミー変数を入れて処理(異常値(AO)処理)を行った。

<実質GDP成長率(季節調整済、前期比)改定状況>



2. 3月分データ補外処理の結果

- 業界統計等の通常と異なる基礎統計を利用した3月前年比(1次QE)と、公的統計の3月前年比(2次QE)を比較すると、上方改定された品目(酒類等)もあれば、下方改定された品目(飲食店等)もあった。

<供給側推計における3月分データの比較(1次QE、2次QE)>

(前年同月比)

	1月実績	2月実績	3月実績 (2次QEで利用)	3月補外値 (1次QEで利用)	参考:通常 補外方法	補外データ
乳製品	▲1.1%	▲4.5%	1.7%	1.1%	▲4.3%	原材料出荷情報
肉加工品	▲11.4%	▲13.3%	▲10.8%	▲4.1%	▲13.1%	原材料出荷情報
酒類	▲13.5%	▲0.3%	4.7%	4.1%	▲6.3%	大手企業データ
清涼飲料類	▲7.6%	▲10.2%	▲23.9%	▲5.4%	▲9.3%	大手企業データ
飲食店	▲44.7%	▲40.9%	▲17.8%	▲7.9%	▲42.9%	業界データ
宿泊サービス	▲51.9%	▲50.7%	6.8%	14.6%	▲51.3%	観光庁データ等
道路旅客輸送	▲42.2%	▲40.7%	▲10.7%	▲8.4%	▲41.4%	国交省資料
航空輸送	▲60.9%	▲55.4%	7.7% ^(※2)	7.7%	▲24.7%	大手企業データ
鉄道輸送	▲48.3%	▲42.7%	▲14.9%	0.0%	▲45.7%	大手企業データ

(※1) 鉄道輸送、道路旅客輸送、宿泊サービス、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業の実績は、「サービス産業動向調査」(総務省)の消費税込み売上高。航空輸送の実績は、「航空輸送統計」(国交省)×SPPI。旅行業の実績は、「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」(観光庁)。乳製品、肉加工品、酒類、清涼飲料類の実績は、「鉱工業指数」(経産省)×CGPI。
(※2) 航空輸送業の3月実績値は基礎統計の公表時期との関係で2次QEに反映させず、4-6月期1次QEで反映する予定。

2

3. 1次QEの供給側推計において補外方法を変更しなかった場合の試算

試算概要・結果

<概要>

2020年1-3月期以降の1次QEにおいて行ってきた供給側推計における補外方法の変更を行わなかった場合の国内家計消費支出の値を試算。具体的には、1次QEで利用するデータのうち、供給側推計における業界データ等による補外値を通常補外方法に置き換えて推計。

<結果>

国内家計最終消費支出について、通常補外方法による試算値より、業界データ等による補外を行った1次QEの方が、2次QEとの改定差は小さくなっている。

1次QEの供給側推計において補外方法を変更しなかった場合の試算について

(名目原系列前年比、%)

	2021年1-3期		
	1次QE	通常補外 試算値	2次QE
国内家計最終消費支出	-4.0	-5.3	-4.0
耐久財(7.6%)	5.7	5.7	7.4
半耐久財(5.5%)	-4.7	-2.7	-4.1
非耐久財(27.9%)	-1.8	-2.1	-2.0
サービス(59.0%)	-6.2	-8.5	-6.5

(注) 形態別のシェアは、2019年度における国内家計最終消費支出(名目)に占める各形態別消費支出の値

4. 2021年4-6月期の対応方針

1. 季節調整におけるダミー変数処理

- 2021年4-6月期についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の変動とは異なる動きが生じる可能性がある。そのため、季節調整を行うにあたり、2020年1-3月期～2021年1-3月期と同様に、民需・外需の全ての系列、政府最終消費支出(個別消費)にダミー変数を入れる処理(異常値処理)を行うこととしたい。

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1-3月期以降に設定したダミー変数については、速報段階における暫定的な処理として、引き続き、設定する。こうしたダミー変数を残すか否かについては、今後のデータの蓄積を踏まえ、有意性の有無について安定的に結果が得られた時点で検証する。

2. 基礎統計が存在しない6月分データの処理

- 2021年4-6月期1次QEにおける6月分データは、引き続き、推計時点で利用可能な業界統計・業界大手企業のデータ等を用いて推計を行うこととしたい。(ただし、これまで業界統計等を用いてきたものの、通常補外の方が2次QEとの改定差が小さいケースが多いもの(例: 清涼飲料水)は通常補外とする。)

(注) 1次QEの供給側推計時に利用する基礎統計の3か月目のデータが公表されていない場合は、通常、基礎統計の1か月又は2か月の前年同期比や基礎統計の前年の3か月目の前月比等を用いて、3か月目の値を補外している。

- 基礎統計が存在しない月については、当面の間、利用可能な業界統計等を用いることとする。なお、2021年4-6月期の推計方法の変更については、7月下旬を目途に内閣府HPで事前アナウンスを行う予定。

⇒1. 及び2. に関し、上記の処理方法に特段の変更を要しない場合、今後は、部会へは、事前アナウンス公表後のご報告としたい。

2020年度第一次年次推計における配分比率について

令和3年7月16日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 報告概要

1. 2020年度第一次年次推計における課題への対応 ―配分構造の変化とその対応―

- 年次推計では、中間需要、家計消費、固定資本形成を推計する際、品目別の需要先別配分比率を用いている。
- 配分比率はIOをベースとし、延長年はSUTバランス(第三次年次推計)で確定させ、第一次及び第二次年次推計においても第三次年次推計で確定した比率を用いている。そのため、2020年第一次年次推計では、2018年の配分比率を用いることとなる。
- しかし、2020年は新型コロナウイルスの感染拡大により、配分構造に大きな変化が生じた品目があると考えられる。
- 特に、飲食店の休業や急速に浸透したテレワークなどの影響を受けた品目については、家計消費と中間消費の配分構造に大きな変化があったと考えられることから、こうした品目を抽出し、調整することを検討した。

2. 配分比率調整の考え方

- QE推計において需要側統計を用いている理由の一つに、固定された配分構造では捉えられない直近の動きを反映することがある。
- そのため、2020年における需要側及び供給側統計を用いたQE値(以下「統合後QE」。)と供給側統計のみ用いたQE値(以下「供給側QE」。)の動きを比較し、大きく異なる場合には、家計消費の動向に変化があったと考え、統合後QEの伸び率を用い、家計消費を推計する。

2. 検討内容

1. 配分比率調整対象品目の抽出

- 統合後QE値と供給側QE値の前年比を比較し、その差に対する寄与が大きい品目を調整対象とする。
- ただし、年次推計ではより詳細な品目で推計を行うことにより、QEよりもより精度が高いと考えられる品目^(※1)などは対象としない。
(※1)道路輸送、衣服・身の回り品、その他の対個人サービスなど
- この方法で配分比率調整対象として抽出された品目は以下のとおり。

「と畜・畜産食料品」、「その他の食料品」、「酒類」、「電力」

2. 配分比率の調整方法

調整対象として抽出した品目について、2019年コモ(第二年年次推計)と2020年コモ(第一年年次推計)の家計消費の伸び率が、統合後QEにおける家計消費の2019年から2020年の伸び率と等しくなるよう、配分比率を調整する。

財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）について

1 概要

- この度、総務省政策統括官室は、「財分野の生産物分類」（2021年生産物分類策定研究会決定）をとりまとめ
- ・ 「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）では、令和5年度（2023年度）までに財分野を含めた生産物分類全体を整備することとされている。今後、後述の日本標準産業分類の検討を行うため、現段階で整理したもの。
 - ・ すでに、サービス分野は、平成31年4月25日に策定（政策統括官（統計基準担当）決定）。
 - ・ サービス分野から引き続き「生産物分類策定研究会」（座長：宮川幸三立正大学経済学部教授）を、令和元年6月から3年3月までに計12回開催して検討を行い、この度、別添のとおり、「財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）」を取りまとめた。

<生産物分類策定研究会>

（構成員）

座長 宮川 幸三	立正大学経済学部教授
居城 琢	横浜国立大学国際社会科学研究院教授
菅 幹雄	法政大学経済学部教授
牧野 好洋	静岡産業大学経営学部教授

（審議協力者）

中村 洋一 法政大学理工学部教授

（オブザーバー）

内閣府、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行

（事務局）

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室

2 生産物分類策定研究会における検討内容

(1) 検討の進め方及び分類原案の作成方法の検討（第21回及び第22回）

財分野の生産物分類の策定スケジュールのほか、基本的な考え方、分類原案の作成方法などについてまとめた「財分野の検討の進め方について」をもとに、分類策定において留意すべき点等について議論を行った。

(2) 分類案（産業大分類別）の検討（第 23 回～第 32 回まで）

- ・ 日本標準産業分類の大分類のうち「A 農業, 林業」から「E 製造業」まで、並びに「I 卸売業, 小売業」及び「S 公務（他に分類されるものを除く）」の 7 大分類と「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類「96 外国公務」別に、最も粒度が細かい「詳細分類」とその上位の「統合分類」の 2 階層について検討を行った。
- ・ 北米生産物分類システム（NAPCS）、欧州共同体活動別生産物分類（CPA）及び中央生産物分類（CPC）等を参考にするとともに、財分野の生産物分類については多くの既存統計が存在することから、それらで用いられている分類項目も参考にし、継続性にも配慮をした上で分類案を策定した。

例 製造業の財は、工業統計と経済産業省生産動態統計の品目など既存の分類を踏襲しつつ、SUT推計に必要と考えられる分類を策定。

(3) 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築（第 30 回～第 32 回まで）

- 「統合分類」以上に統合された分類体系としては、産業中分類等との対比表を策定あわせて、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系も整理
 - ・ アメリカ、カナダ、メキシコの北米 3 か国が用途の類似性による分類を指向して作成した、北米生産物分類システム（NAPCS）の大分類及び中分類を上位分類に対して、統合分類及び詳細分類を連ねるという方法で作成した分類体系について整理

3 財分野の生産物分類（2021 年生産物分類策定研究会決定）

- ・ 本分類は、生産物分類策定研究会において決定し、各府省庁等に周知するとともに、研究会のホームページにおいても内容を公開した。
- ・ 日本標準産業分類の大分類別の統合分類及び詳細分類の内訳は、下表のとおり
- ・ 詳細は、別添（「財分野の生産物分類（2021 年生産物分類策定研究会決定）」）のとおり

日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定) (大分類)	財分野の生産物分類 (2021 年生産物分類策定研究会決定)	
	統合分類	詳細分類
A 農業, 林業	43	317
B 漁業	15	88
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	10	73
D 建設業	11	96
E 製造業	551	2, 221
I 卸売業, 小売業	348	1, 274
R サービス業（他に分類されないもの）	1	1
S 公務（他に分類されるものを除く）	1	1
計	980	4, 071

(注) 「サービス分野の生産物分類」で策定していなかった「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類「96 外国公務」及び「S 公務（他に分類されるものを除く）」については、「財分野の生産物分類」に含めて検討を行った。

4 生産物分類に係る今後の予定

令和5年度（2023年度）までに改定を行うこととされている日本標準産業分類の改定内容や、それまでの期間に社会で生み出される新たな財やサービスの状況、さらにサービスについては令和3年経済センサスー活動調査で使用された実績も踏まえながら、令和5年度（2023年度）までに、必要に応じて内容を見直し。

生産物分類に係る主要統計

	財分野の品目分類	サービス分野の品目分類
平成28年経済センサスー活動調査以前	生産物分類は未適用 (工業統計、商業統計等を踏襲)	生産物分類は未適用 (日本標準産業分類を参考にした分類)
令和元・2年経済構造実態調査	生産物分類は未適用 (日本標準産業分類を参考にした分類)	生産物分類は未適用 (日本標準産業分類を参考にした分類)
令和3年経済センサスー活動調査	生産物分類は未適用 (工業統計、商業統計等を踏襲)	<u>サービス分野の生産物分類を適用</u>
(予定) 令和4～7年経済構造実態調査	(予定) 生産物分類は未適用 (日本標準産業分類を参考にした分類。) ※製造業事業所については工業統計に相当(工業統計調査包摂)	(予定) <u>サービス分野の生産物分類を適用</u>
(予定) 令和8年経済センサスー活動調査	(予定) <u>財分野の生産物分類を適用</u>	(予定) <u>サービス分野の生産物分類を適用</u>

※別紙「財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）」については、添付省略

分配面の四半期別GDP速報：今後の検討ポイント（第27回国民経済計算体系的整備部会における委員意見等）

資料番号	ページ	委員の御質問・御意見
1-1	P 1 第2章	コロナ禍のもと、海外出張が制約される中、文献に頼らざるをえなかった事情はわかるが、各国における分配側の公表データが、生産または支出側とどれくらいの誤差があるのか、十分な一次統計があるのか、それとも日本と同様に一次統計の制約の中でどの程度推計に依存しているかが不明である。コロナ禍が収束した段階でこれらの問題を補充して、日本での分配側データを公表する場合に支出側や生産側との乖離がどの程度許容されるのかを明確にする必要がある。またオランダのように30年近くかけてQ S U Tを作成した経験から学ぶところはないのか。
1-1	P 2 第3章	<p>営業余剰に関して、FISIMを補正した上で検証する必要がある。</p> <p>営業余剰に関して、現在の公表値と今回の推計値（会社標本調査、法人企業統計）の乖離が縮小傾向にある背景を検証する必要がある。</p> <p>営業余剰に関して、現在の公表値は利用可能なデータからの仮定による推計であり「残差」として計算されている。今回の推計値がそうした「残差」と近づくことが必ずしも正しいとは言えないのではないか。</p> <p>営業余剰の推計に関し、GDPと1次統計からの推計結果の差がどのような要因によるものか、明確ではなかった。カヴァレッジの差なのか、資本項目の調整が不十分なのか、通常の利払いとFISIMによる計算の差なのか、より要因を明確にしたうえで、公表系列が作成できるかどうかを判断する必要がある。</p>
1-1	P 3～ 6 第4章 第5章	<p>四半期の推計について進展が見られないのは残念である。年次の推計と組み合わせた試算結果も示して欲しい。</p> <p>分配側の独自推計が現在のGDPの推計に近づいているのなら、定期的にデータを取り、近似していくのであれば、特に支出面や生産面と公表時期を合わせなくとも、最近時点から公表するような方向で手法を決めていくということは考えられないか。</p> <p>雇用者報酬：副業比率（労働者数）の推計に関して改善の余地がないか検証してはどうか。</p>
1-1	P 7 第6章	先行研究である藤原・小川論文と同じ手法を追加的に試行してはどうか。

1-1	P 7 第6章	<p>年次については国際的には残差でありこれを与件として四半期推計するのではないか。四半期で推計値を公表することが重要である。</p> <p>年次の精度改善は重要であるが、四半期については、現状の範囲でベストな推計値を出すことに意味がある。なお公表方法については工夫の余地があろう。</p> <p>年次推計が確立していない中で、四半期推計を出す意味はないのではないか。</p> <p>最終的には三面の調整によるバランスがポイントではないか。推計値ではなく残差による四半期の公表では理解を得られないと思われる。</p>
1-1	P 7 第6章	<p>分配側の改善のためには税務データの活用が重要。関係府省の協力による検討体制の構築が必要である。</p> <p>そもそも分配面を推計する意義は何かを報告書で明確に記載すべきではなからうか。今回の報告書は、現行の基礎統計で分配面の各項目の推計でどの程度接近できるのか、が主題のように感じます。ただ、そのための報告書ならば、以下のコメントは意味をなしません。</p> <p>しかし、分配面の推計の意義を明確にすることも必要な報告書ならば、そのことを記載すべきではないでしょうか。</p> <p>単に、三面等価なのだから、3つが揃っていることが重要では意味をなさないのではないか。分配面を推計することにより、EBPMを含め、どのような状況で必要とされるのかを明確にすれば、年次と四半期に関係も明確になるのではないかと考えます。また、その上で、分配側の推計のために、基礎統計の作成方法でSNAと平仄を整合的にするや、そもそも分配面の基礎統計の位置づけも明確になるように思います。</p> <p>しかしながら、分配面を推計し、支出面、生産面からでは得られない情報をもとに、より経済活動に接近するとの意味では、四半期での分配面の推計の意義があるとすることは、主張しやすいが実は実質的な意味をはぐらかしているようにも感じます。</p> <p>分配面の独立推計に関しては、年次推計においても検討すべき課題が多くあることを考えると、年次推計における検討・改善をより優先する必要があるのではないか。分配面の四半期推計については、統計利用者のニーズをさらに検討した上で取組の優先順位や公表のあり方を判断する必要があると思われる。現段階で分配面の四半期推計の精度に確信が持てない場合、研究結果として公表することを否定するものではないが、無用の混乱を招かないよう十分注意することが必要ではないか。</p>
1-1	P 7 第6章	<p>基礎統計の問題では、税務統計を含む現時点で利用できない統計が利用できれば、どこまで推計精度の向上が期待できるのかについても、記載した方が良いのではなからうか。</p> <p>この点で、諸外国の推計事例を質問しました、税務統計を利用しての分配面の推計精度、税務統計以外に基礎統計として利用可能なものがあるのかの検討が、諸外国の事例研究できないかと考えます。</p>

第28回国民経済計算体系的整備部会 配布資料の内容等に対する追加質問・意見及び回答

委員等お名前	中村 洋一
--------	-------

配布資料資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料4		2020年の年次推計において配分比率を調整することは適切である。 本来、年次推計は供給側統計のみを用いている。QEでは供給側統計に加えて需要側統計も併用するが、その統合比率を計算する際に目標としているのは年次推計値であり、結果として供給側統計の影響を強く受けている。こうした点を踏まえると、調整すべき対象の選定は、コモ法(供給側)と需要側の伸び率が大きく異なる品目とすることで良いと考える。	【内閣府】 ・ご意見ありがとうございます。

委員等お名前	川崎 茂
--------	------

配布資料資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料4		コロナ下においては、中間需要、家計消費等の配分比率を決定する際に需要側の統計を利用して調整するという考え方は適切であると思います。ただし、本日の審議で意見が出たように、各項目の単純な増加率に注目すると不安定になるおそれがあるので、例えば消費支出に占めるシェアなど消費全体の比較で考えることがより適切であると思います。なお、P.2ni「配分比率調整対象として抽出された品目」として、「電力」が挙げられていますが、需要側(家計調査)の統計では、電力は支払いベースとなっており、使用ベースとはなっていないことに注意が必要です。電気料金は、通常、前月の使用料が支払われるので、1カ月ずれてしまいます。四半期推計であれば、このようなずれの影響は少し軽減されるかもしれませんが、タイミングのずれについては十分意識して対応が必要と思います。	【内閣府】 ・ご指摘ありがとうございます。今回、御提案させていただいた方法では、2020年の供給側QEと統合後QEそれぞれの家計消費前年比に対する品目別寄与度を比較し、その差が大きい品目を調整対象とすることとしています。そのうえで、統合後QEの家計消費の前年比から家計消費を推計することを想定しております。つまり、供給側及び需要側が統合された後のQE情報の利用であって、家計調査ないし需要側の各品目の伸び率を直接的に利用するものではありません。 ・また、ある商品について、家計消費が増加・減少した時に、その商品の生産額が増加・減少した部分と、その商品の中間需要と家計消費への配分比率が変化することで増加・減少した部分を区分することは困難です。そのため、消費支出に占めるシェアの変化が、全て配分割合の変

			化によるものなのかを判別することができません。 ・いずれにせよ、これまで取り組んだことのない推計方法であり、今年次推計への導入にあたっては、諸課題の検証も要すると見込まれるため、将来的な推計方法の改善において検討してまいりたいと考えております。 ・電力に関し、家計調査のタイミングのズレについてご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の点も考慮して検討してまいりたいと思います。
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員等お名前	白塚 重典
--------	-------

配布資料資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料2	全般	配分比率に対する新型コロナウイルス感染拡大の影響を調整するために、需要側データを活用していくことが重要であることは異論ない。ただ、その際に、年次推計の家計消費の伸び率を統合QEにさやよせする形で配合比率を調整することが適当であるとは思われない。年次推計の中で、家計調査を中心とする需要サイド統計について、サンプル変更の影響などから信頼度の低い時系列方向の情報である伸び率に依存する必要があるかは疑問。むしろ、より信頼度の高いクロスセクション方向の情報である支出シェアなどを活用して直接配分比率を調整していく方向を考えるべきではないか。その場合、調整を要する項目の消費伸び率は、統合QEと一致させる必要性はない。 もしどうしても伸び率情報を使う必要があるのであれば、供給側QEと需要側QEの比較することで、対象項目を選定することを考えてはどうか。ただし、その場合でも、統合QEに家計支出の伸び率を一致させるように配分比率を調整することは適当ではない。	【内閣府】 ・ご指摘ありがとうございます。今回、御提案させていただいた方法では、2020年の供給側QEと統合後QEそれぞれの家計消費前年比に対する品目別寄与度を比較し、その差が大きい品目を調整対象とすることとしています。そのうえで、統合後QEの家計消費の前年比から家計消費を推計することを想定しております。 ・白塚委員より今回ご提案いただいた支出シェアやクロスセクション方向の情報等を利用するアプローチは、これまで取り組んだことのない推計方法であり、今年次推計への導入にあたっては、諸課題の検証も要すると見込まれるため、将来的な推計方法の改善において検討してまいりたいと考えております。

委員等お名前	宮川 幸三
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料4	P2	<p>食料品や酒類について、家計消費側のデータを使って推計することは理解できますが、電力については、家計消費よりも産業使用分（中間産出）の金額が大きいため、家計消費側の推計だけでなく、生産側の推計（電力を使用する部門の生産額の変化を考慮して中間産出分を推計するなど）についても検討した方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>・ご指摘ありがとうございます。電力については、企業向けと家庭向けの料金体系が異なるものであったり、企業向け中間需要が大きく変動したりするため、通常推計においても、家計調査を利用し、配分比率を調整する推計を行っております。また、コロナ禍において、生産額に比例し、電力使用量が変化しているとも限らない部分もあり、電力の産出額から、家計消費分を控除したものを産業使用分として考えております。ご提案を踏まえ、SUT バランシングの結果等を見て検討してまいります。</p>